

石垣市社会教育団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市社会教育の振興を図ることを目的として、各社会教育団体へ交付する補助金について、石垣市補助金等交付規則(平成6年石垣市規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(社会教育団体)

第2条 前条の社会教育団体とは、社会教育に関する活動を主な目的として、地域文化・スポーツの向上や生活文化の振興、社会福祉の増進に繋げるなど社会教育に関する活動を行なっている団体とする。

(補助金の交付)

第3条 補助金は、前条の団体が行う事業に公益性があり、行政による育成・支援が必要と認められる場合に予算の範囲内において交付する。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、社会教育団体の事業に要する経費とし、原則として運営にかかる経費は補助対象としないが、団体の運営が資金的に脆弱であり、行政が奨励、支援を目的とし一定期間の補助が必要と認める場合は、5年を上限として補助対象とする。ただし、交際費、慶弔費、懇親会等の飲食費その他教育長が別に定める経費は除くものとする。

2 前項の社会教育団体の事業に要する経費とは、別表1に掲げる経費の額とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、行政が事務局を担っているもの、若しくは一定の実施責任があるものについては補助対象経費の10/10以下とし、行政が奨励、支援を目的として交付するものについては補助対象経費の1/2以下とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする社会教育団体(以下「申請者」という。)は、教育長が定める時期までに石垣市社会教育団体補助金等交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業費計画書(様式1-1)
- (2) 補助事業計画明細書(1)(様式1-2)
- (3) 補助事業計画明細書(2)(様式1-3)
- (4) 会則等規約
- (5) 役員名簿
- (6) 申請額算出の基礎が分かるもの

(補助金の交付決定)

第7条 教育長は、前条の申請があったときは、その内容をあらかじめ社会教育法第13条

に基づき、社会教育委員の意見を求め、審査し適当と認めるときは、交付の決定をするとともに、石垣市社会教育団体補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第 8 条 補助対象団体が事業の内容を変更しようとするときは、速やかに石垣市社会教育団体補助金事業計画内容変更承認申請書(様式第 3 号)を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更の内容が軽微なものについては、これを省略することができる。

2 前項の軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 補助対象経費の 3/10 以内の変更

(2) 活動内容明細の変更等、事業の目的及び効果・目標に影響のない事業計画の変更

3 教育長は、第 1 項の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査の上、変更の承認の可否を決定し、石垣市社会教育団体補助金事業計画内容変更承認(不承認)通知書(様式第 4 号)により、補助対象団体に通知するものとする。

(実績報告等)

第 9 条 補助対象団体は、当該事業完了後速やかに石垣市社会教育団体補助金実績報告書(様式第 5 号)により、次に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書(事業費・運営費 補助)(様式 5-1)

(2) 決算内訳書(様式 5-2)

(3) その他写真や広報誌等補助事業の様子が確認できる書類

(4) 補助対象経費の領収書等教育長が必要と認める書類

2 教育長は、必要と認めるときは、事業及び経理の遂行状況について、補助対象団体に報告させることができる。

(補助金の交付額の確定および支払)

第 10 条 教育長は、前条第 1 項の規定による実績報告書を受領したときは、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、石垣市社会教育団体補助金交付額確定通知書(様式第 6 号)により、補助対象団体へ通知しなければならない。

2 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、教育長が必要と認める場合は、石垣市社会教育団体補助金概算払請求書(様式第 7 号)により額の確定前であっても補助金を交付することができる。

3 補助対象団体は、補助金の交付を受けようとするときは、石垣市社会教育団体補助金請求書(様式第 8 号)を提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 11 条 教育長は、前条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて補助金を交付していたときは、期限を定めてその返還を補助対象団体に命ずるものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 石垣市社会教育関係団体補助金交付要綱(平成 22 年石垣市教育委員会告示第 2 号)

別表 1 (第 4 条関係)

項 目	内 容
報償費	講演会・研究会等に係る講師、審査員謝礼金等 ※高額な場合は原則対象外
旅費	航空賃、船賃、鉄道運賃、宿泊料、バス賃等 ※石垣市民のみ対象。ただし、講演会等講師については市民以外も対象
需用費	消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費(コピー代、写真現像料含む) ※事業に最低限必要なものであり、演台花や打合せ時の湯茶等は対象外
役務費	通信運搬費(切手代、郵送料等)、広告、イベント等の保険料 ※事業に係るもの。運営費と明確に分けること。
使用料及び賃借料	会場使用料等、機材・機器等の賃借料等
委託料	会場設営、警備、収録、撮影、成果物制作等の委託
原材料費	原材料費 ※需要費(消耗品費)と分けること。